

資料編

1. 市の特性

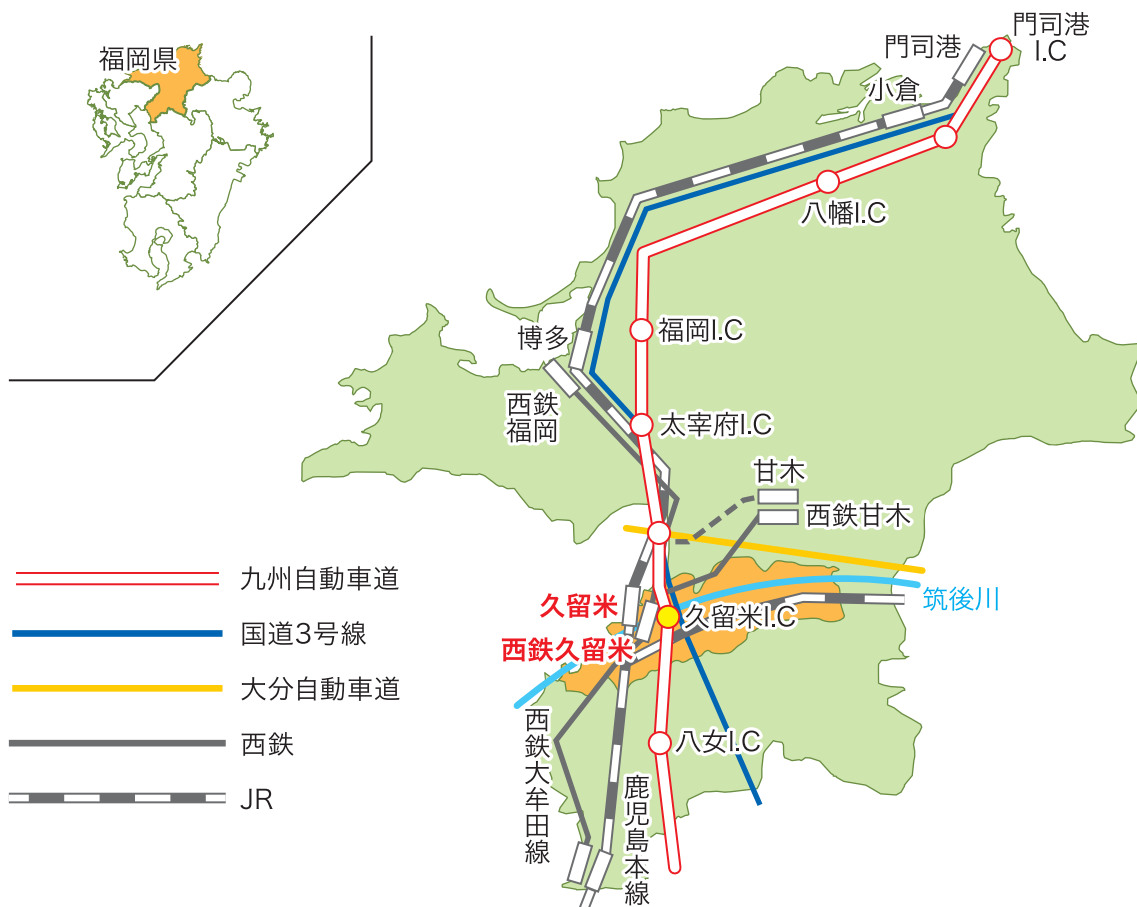
(1) 位置・交通・産業・気候

本市は、九州の北部、福岡県南西部に位置し、九州の中心都市である福岡市から約40キロメートルの距離にあります。市域は東西32.27キロメートル、南北15.99キロメートルと東西に長い形状をし、行政面積は229.84平方キロメートルです。

また、九州自動車道と大分・長崎自動車道のクロスポイントにも近く、国道3号のほか5つの国道が通っており、交通の要衝となっており、古くから、ゴム産業をはじめとする工業、商業、金融業などが栄え、県南の中核都市として発展してきました。

地勢は、市の北東部から西部にかけて九州一の大河・筑後川が貫流し、筑後川に沿って南側を東西に耳納山、高良山、明星山などの山々が連なっています。全体的に東南の山麓・丘陵地から、西北にかけて緩やかに傾斜し、筑後川によって形成された広大な沖積平野の平坦地に続いています。

気候は、内陸型の有明気候区に属し、気温の年較差や降水量の年変化が大きいものの雪は少なく、温暖で四季の変化に富んでいます。



(2) 人口・土地利用

本市の人口は、306,173人(住民基本台帳 平成27年1月1日現在)で、ここ5年間で約3千人増加しています。また、65歳以上の高齢者の割合は24.3%で、5年間で2.6ポイント上昇しています。

土地利用の状況は、総面積22,984haのうち、農用地面積は8,760ha(約38%)、宅地4,098ha(約18%)となっており、市域の約4割を農地として利用しています。さらに、市街化区域及び用途区域を除く市域の大部分を農業振興地域に指定しており、このうち農業振興に重要と位置づけられる農用地区域の農地として市域の33%にあたる7,591ha(市調べ 平成25年12月1日現在)を指定し、農業以外の土地利用を制限しています。

【久留米市の人口動向】

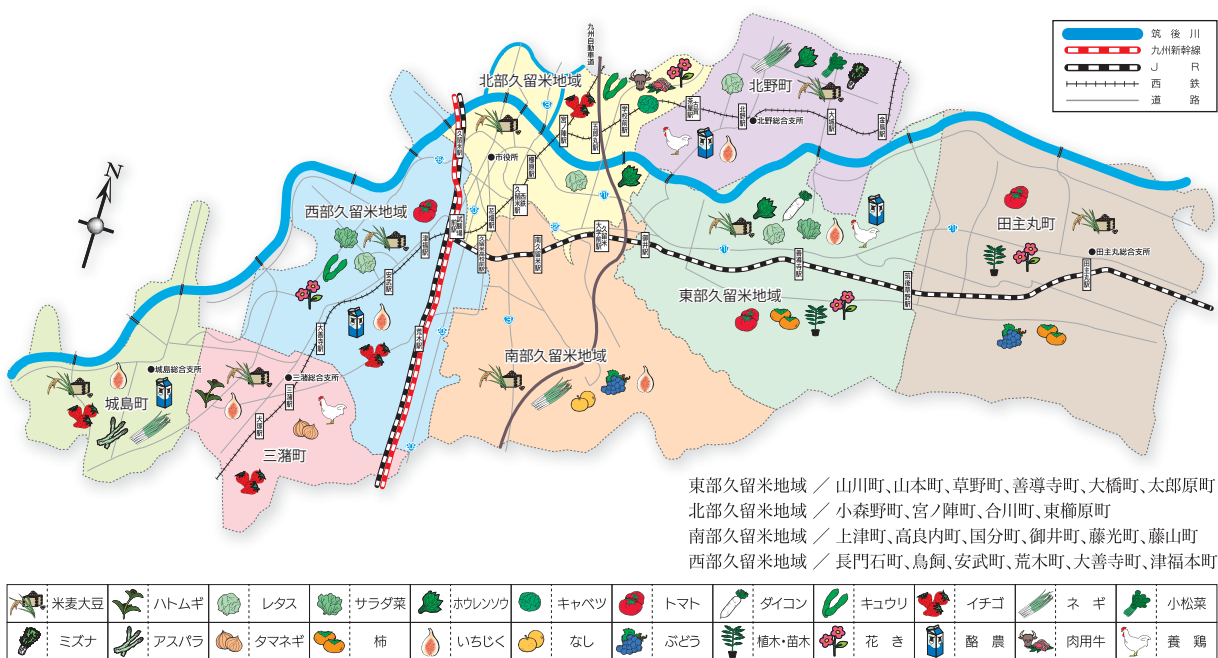
(出典：久留米市調べ)

	人 口 (人)	うち男性 (人)	うち女性 (人)	世帯数 (世帯)	65歳以上 人口(%)
H23.1.1	303,027	143,679	159,348	121,328	21.7
H24.1.1	302,864	143,654	159,210	122,409	22.0
H25.1.1	305,377	144,634	160,743	125,011	22.6
H26.1.1	305,656	144,726	160,930	126,751	23.5
H27.1.1	306,173	145,122	161,051	128,608	24.3

(3) 農業生産

本市の農業生産を地域別にみると、旧久留米地域では平野部を中心に米麦大豆、野菜、花き、畜産など多様な農業が営まれています。旧久留米東部地域と田主丸地域では果樹や植木苗木、北野地域では施設栽培による周年栽培を中心に100種類を超える野菜の一大産地となっており、城島・三潞地域では米麦大豆やイチゴ、養鶏などの農業が営まれています。

また、5つの総合農協(JAくるめ、JAにじ、JAみい、JA福岡大城、JAみづま)が存在し、地域の特色ある農業が営まれています。



【久留米市の主要農産物マップ】

① 米麦大豆

主要農産物である米は、『ヒノヒカリ、夢つくし、元気つくし』などの品種を中心に3,900haの水田で年間20,600トン(平成24年作付面積、生産量)を生産しています。これは、県内第1位の生産量を誇り、県内シェア約11%を占めています。

米の生産においては、集落営農組織や認定農業者を中心に、トラクターやコンバイン等の大型機械の共同利用や共同の病害虫防除を行うなど、効率的な経営が行われています。また、畜産が盛んである本市の特性を活かし、耕畜連携による畜産堆肥を利用した生産や、福岡県の慣行栽培基準の半分以下の減農薬・減化学肥料で栽培された「特別栽培米」などの安全な米の生産に取り組んでいます。平成23年からは「キラリ久留米」農産物シリーズ(「キラリ久留米ロゴマークを貼付した農産物」)の第一弾として「特別栽培米・くるめ米」がブランド農産物として販売されています。

また、近年は、主食用米に加えて牛の粗飼料となるWCS(ホールクロップサイレージ)の生産が増えており、157ha(平成24年作付面積)で生産されています。

麦は、水田の裏作(冬季)で生産され、『シロガネコムギ』や『チクゴイズミ』を中心に、福岡県が開発した日本で初めてのラーメン用小麦(通称:ラーメン麦)『ちくしW2号』などの小麦や、焼酎・みその原料となる『ハルシズク』などの大麦が生産されています。

大豆は、『フクユタカ』を中心に米の需給調整等により主食用米を作付できない水田を有効に利用するため、892haの水田で2,070トン(平成24年作付面積、生産量)が生産されています。また、ほ場整備を行った水田などでは、効率的な生産を図るため、米を作るエリアと大豆を作るエリアを定期的に入れ替えるブロック・ローテーションによる計画的な生産が行われています。



【米麦等の乾燥調整施設(カントリーエレベータ)】



【米を収穫する大型コンバイン】



【特別栽培米「くるめ米」】



【ラーメン麦のロゴマーク】



【大豆を収穫する大型コンバイン】

② 野菜

野菜の生産は、筑後川沿いの地域を中心に、多種多様な野菜が生産されています。露地栽培のレタス（リーフレタス）、ほうれんそう、たまねぎ、ダイコン、キャベツ、ごぼう、カブ、施設栽培のイチゴ、小松菜、ミズナ、トマト、ネギなどが生産されています。特にイチゴは、全国的に高い評価を得ている福岡県が開発した『あまおう』を中心に生産されています。

近年、北野町を中心に、小松菜、ミズナ、ベビーリーフ、ラディッシュなど、外国人技能実習生や常雇用を導入し、大規模にビニールハウスで周年栽培されており、施設園芸の一大産地になっています。

これらの野菜の多くは、JAや市場を通じて、東京・大阪・福岡などの大消費地に出荷されていますが、久留米産農産物として広くPRをするため、平成23年度より久留米市のロゴマーク「キラリ久留米」を多くの野菜等（平成26年度末 36品目）の包装資材（ダンボールやボードンフィルム）に印刷して販売する取組を行っています。また、『道の駅くるめ』においても、「キラリ久留米」のシールを貼付して、久留米産農産物の販売を通じた情報発信を行っています。

さらに、県内約52%（平成24年産）のシェアを誇るレタス（リーフレタス）について、競争力のある農産物としてブランド化に取り組んでいます。



【リーフレタスの栽培】



【左：グリーンリーフ、右：サニーレタス】



【奥：ビニールハウス、手前：リーフレタスのトンネル栽培】



【ビニールハウス】



【ビニールハウス小松菜栽培】



【イチゴの栽培】



【あまおう】



【くるっば入りのボードンフィルム】



【ロゴマーク入りフィルム】

③ 果樹

果樹は、耳納北麓を中心に、ブドウ、ナシ、柿、ももなどが栽培され、また、福岡県が品種開発したイチジクの『とよみつひめ』が栽培されています。

ブドウやナシでは施設栽培が導入され、付加価値の高い農業を目指しています。

栽培されている主な品種は、ブドウでは、種なしブドウの『ピオーネ』のほか、『巨峰、デラウェア、ニューベリーA、シャインマスカット』など、ナシは、『幸水、豊水、新高、新興』などです。特に、100年以上の歴史がある藤山町で生産されるナシは、「藤山なし」のブランドで販売されています。

柿では、『西村早生、早秋、太秋、富有』などが栽培されていますが、福岡県が品種開発した種なし甘柿の『秋王』への改植を誘導しており、苗木の導入支援等を行っています。また、販売期間を延長して付加価値を高めるために、鮮度保持を施して真空個包装をした「冷蔵富有柿」が2月中旬頃まで販売されています。

さらに、JAや市場等を通じて販売するだけでなく、田主丸地域を中心にブドウや柿の観光農業が盛んであり、福岡都市圏の消費者へ向けたPRや、農家レストラン等による魅力づくりを推進しています。

しかし、輸入果物による価格の低迷や生活スタイルの多様化による果物摂取量の低迷などにより、荒廃園の増加や後継者不足などが課題となっています。



【藤山なし(豊水)】



【田主丸町の柿畑】



【イチジク(とよみつひめ)】



【県が開発した種なし甘柿(秋王)、断面図】



【ぶどう畑】

④ 植木苗木・花き

草野町、山本町から田主丸町までの耳納北麓地域を中心に、クルメツツジ、サツキ、ツバキ、モミジ、果樹苗木など多種多様な植木苗木が生産され、卸売市場や個人出荷等を通じて全国に出荷されています。また、田主丸町を中心に生産されている柑橘果樹苗木の生産量は全国シェアの70%～80%を誇ると言われています。

しかし、街路樹や公共施設の植栽などの需要の減少、消費者ニーズの変化によって、植木苗木の販売額は減少傾向であり、ニーズに即した品種への転換、小型の鉢物やポット苗の生産への転換などが必要となってきています。

このような中、ツツジやツバキの新たな品種開発や育種に取り組み、久留米市世界つつじセンターでは、保存されている世界のツツジやアザレアの遺伝資源を活用して、『紅かすり』や『夢かすり』などの新品種を開発するとともに、平成26年3月に『春の夢』、『花さより』の新品種の商標登録申請を行っています。また、平成25年3月には、福岡県が育成した大輪の香りツバキの『耳納の香』が新品種として登録されました。

花きでは、カーネーションやユリなどの切り花、シクラメンや洋ランなどの鉢物の生産が盛んで、県内1位の出荷量(平成24年産)を誇ります。



【クルメツツジ(夢かすり)】



【久留米つばき(正義)】



【香りツバキ(耳納の香)】



【果樹苗木】



【シクラメン】

⑤ 畜産

本市では、筑後川の河川敷で育てた牧草を利用する地理的利点を活かして、古くから乳用牛や肉用牛を中心に採卵鶏などの畜産が盛んに行われています。特に、乳用牛の飼養頭数は県内1位を誇ります。

しかし、生乳価格の低迷や需要の減少により、酪農経営は厳しい状況にあり、品質の向上や自給飼料の拡大による生産コストの低減などの、経営体質の強化が必要となっています。

また、畜産農家から出される糞尿から堆肥を生産し、稲作農家から出される稲わらと交換するなど、資源を有効活用した「耕畜連携」による循環型農業が行われています。



【乳牛(ホルスタイン)】



【西部土づくりセンターでの畜産堆肥の生産】



【ほ場への堆肥の散布】

2. 食料・農業・農村関連の動き

(1) 市内の主な出来事(H18年度～H26年度)

第1期計画の計画期間中の主な出来事は次表のとおりです。

年	月	内 容
18	5	残留農薬に関するポジティブリスト制度開始
	9	品目横断的経営安定対策の平成19年産麦加入申請受付始まる 台風13号により22億円の農業被害
	10	久留米市食料・農業・農村基本計画策定(計画期間:平成26年度まで) 台風や日照不足等により筑後北部の米の作況指数「74」の著しい不良
	11	久留米市食育都市宣言を行う
19	6	地域農業資源活用産学連携研究会を設置 久留米市食育推進プラン策定(計画期間:平成22年度まで)
	7	広報くるめ巻末特集で、本市の魅力ある農産物と生産者を紹介する 「ばさらかよか農くるめんもん」の連載開始(平成22年6月まで)
	20	草野町に「久留米つばき園」を開園
20	5	JAくるめ機構改革(中央、東部、北部、西部支店の4支店開設) 善導寺町に、道の駅くるめを開駅
	6	食育推進のシンボルイベント「食育祭inくるめ」を開催(平成22年度まで)
	8	久留米市生活排水処理基本構想の策定 JAくるめ西部土づくりセンター本格稼働 久留米市農商工連携会議が発足
	9	山本町豊田地区土地改良区が設立し、基盤整備事業に着手
21	2	農業サポーターが藤山パイロット団地の梨園でJAくるめ梨部会の協力のもと 支援活動を開始
	6	JAみづま「ほとめき茶」が一般商標登録される
	10	地産地消推進店登録制度スタート 小中学校の給食に米粉パンが導入される 農業委員、JA、土地改良区、行政で久留米市耕作放棄地対策協議会を設立
	11	全国優良担い手表彰・農林水産省経済局長省を「Farm Zen」が受賞
	22	ブリヂストン、浮羽森林組合、久留米市が「企業の森づくり協定」を締結
22	1	久留米市内に所在する4つの農林業試験研究機関と久留米市で「久留米市試験研究 機関連絡会議」を発足
	3	福岡マルシェで久留米産農産物のPRを行う 草野町に、つつじ・つばきの里 吉木ポケットパークを開設 国際ツバキ会議久留米大会、全国椿サミット久留米大会、つばきフェア 開催 全国土地改良功労者表彰を筑後川土地改良区(農林水産大臣賞)、宮ノ陣土地改良区 (金賞)受賞
	5	久留米市口蹄疫対策本部設置
	6	山本町治山ダム完成
	8	市場活性化推進計画(実施プラン)(計画期間:平成26年度まで)を策定
	11	「B・フォレスト エコピアの森 久留米」開所
	12	JA等が「TPPへの対応に関して」市へ要請書、市議会へ請願書を提出 第9次卸売市場整備計画を策定(計画期間:平成27年度まで)

年	月	内 容
23	1	試験研究機関成果発表会を開催
	3	久留米市食料・農業・農村基本計画(第1期後期計画)を策定 (計画期間:平成26年度まで)
		鳥獣被害防止計画を策定
	4	久留米市中央卸売市場青果部低温倉庫が本格稼働
		東日本大震災被災地・岩手県大船渡市へJAくるめが米10tと野菜を支援
	5	東日本大震災被災地・宮城県南三陸町へくるめ認定農業者協議会が米10tと野菜を支援
		市内5JAの共同により商品化した特別栽培米「くるめ米」が販売開始
		久留米地域植木・花卉市場連絡協議会設置
	9	第2次久留米市食育推進プランを策定(計画期間:平成27年度まで)
		くるめ食育フェスタ開催(平成23年度から)
	10	中国安徽(合肥)農業産業化交易会に出展(平成23、24年度)
		第2期みどりの里づくり基本計画を策定(計画期間:平成27年度まで)
	11	九州沖縄農業研究センター筑後・久留米研究拠点に植物工場九州実証拠点完成
24	3	九州新幹線開業一周年記念イベントで久留米産農産物をPR
		「みどりの里・耳納風景街道」が日本風景街道に登録
	4	久留米市世界つつじセンター母樹園に「宇宙つつじコーナー」を整備
		フラワー都市交流連絡協議会久留米市総会を開催
	6	福岡経済同友会筑後地区地域委員会が久留米市へ「筑後農業のさらなる飛躍に向けて」を提言
		久留米市食生活改善推進員協議会が内閣府の「食育推進ボランティア表彰」を受賞
	7	九州北部豪雨等により山腹崩壊や農産物、農地、農業用施設など、約10億5千万円の農業関連被害発生
		6次産業化交流会を開催(平成24年度から)
	8	JA等から「集中豪雨被害に関する緊急要請」を受ける
		久留米フェアin合肥開催
	9	久留米市食育推進団体表彰スタート
	10	久留米市中央卸売市場開設50周年記念イベント開催
	11	久留米市人・農地プラン策定
25	3	JA等が市議会へ「TPPの対応に関することについて」請願を提出
		久留米市鳥獣被害対策実施隊を設置
		福岡県果樹苗木分場が大輪の香りツバキ『耳納の香』を品種登録出願公表
	4	公益法人から移行し、一般財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構が誕生
		農業振興地域整備計画全体見直しに着手
		第1回つつじフェアを開催
		市内3猟友会の組織統一
		道の駅くるめ増床(バックヤード50㎡を売場として改装)
	7	中央卸売市場見学会の開催
	10	九州大学大学院農学研究院等と農業分野における連携協定を締結
	11	合肥市経済視察団を招へい(道の駅くるめ、観光農園などを視察)
	12	テッラ・マードレジャパンin筑後平野2013久留米大会の開催

年	月	内 容
25	12	福岡県・香港フェアで柿をPR(平成25・26年度)
26	3	草野町に久留米市世界のつばき館を開館
		草野校区まちづくり振興会が整備し、「つばきの小径」誕生
		柿ピューレを使った道の駅くるめオリジナル商品「くるめんべい」が販売開始される
		久留米つつじの新品種「春の夢」と「花さより」を商標登録申請
	4	市長から久留米市食料・農業・農村政策審議会へ「次期計画の策定について」を諮問
		東京都練馬区の松の風文化公園に「友好のつつじコーナー」が設置される
	5	道の駅くるめ市場コーナーで水産物の販売を開始
	6	JAくるめリーフレタス部会が発足以来初の販売金額10億円を突破
	7	中央卸売市場のPRを兼ねて道の駅くるめで水産物の販売開始
		農業委員の改選により5名の女性農業委員が誕生
	8	地域連携推進員(新規就農アドバイザー)を設置
27	11	農地中間管理事業の農地貸借の受付を開始
	12	市長がJAくるめの代表理事組合長やリーフレタス部会長とともに、大阪市場で「リーフレタス」のトップセールスを実施
	1	九州大学と連携し「輸出に取り組む農業者支援事業」を実施、農業者7人が香港で試験販売等を行う
		久留米市食料・農業・農村政策審議会から市長へ「第2期計画の策定について」を答申
		第2期久留米市食料・農業・農村基本計画を策定
		新市場活性化推進計画を策定

(2) 第1期計画目標指標の達成状況

第1期計画の目標指標の37項目中、A及びB評価は24項目(約65%)でした。

	基本的施策	目標項目	単位	実績値	実績年	目標値 H26	達成度
食料	1 農産物の信頼の確保	市農林水産業HPアクセス数	項	H25	19,984	15,000	A
		市農林水産業HPへの農業者等のリンク貼付数	件	H25	39	80	D
	2 健全な食生活への理解促進、地域特有の食文化の継承	食育に関心のある市民の割合	%	H26	70.2	90	C
		朝食を殆ど食べてない市民の割合(小中、成人)	%	H26	0.9	0	D
			%	H26	10.2	5.0	D
		食育実践モデル園の実施園数	園	H25	36	40	A
		食育等に取り組む小中学校の割合(小、中)	%	H25	100	100	A
			%	H25	100	100	A
		久留米産農産物を利用した料理教室の参加者数	人	H25	1,001	1,000	A
		食生活改善推進活動を実施する校区の割合	%	H25	98	95	A
		郷土料理(がめ煮)を調理することのできる市民の割合	%	H26	56	65	B

農業	3 生産機能、多面的機能への理解	農業生産への認知度	%	H26	27.6	70	D
		農業・農村の役割を理解している市民の割合	%	H26	51.2	70	C
		農業関連イベントの来場者数	万人	H25	53.2	58	B
	4 生産基盤整備	農業生産基盤整備率	%	H25	95	95	A
	5 多様な担い手による安定的な農業経営体の育成、確保	認定農業者数	経営	H25	818	950	B
		39才以下の認定農業者の割合	%	H25	8.3	11.7	C
		集落営農法人数	団体	H25	15	40	D
		担い手が経営する農用地面積の占有率	%	H25	44.6	60	C
		新規就農者数	名	H25	12	15	A
	6 収益性の高い農業経営、競争力のある産地の育成	農業産出額	億円	H24	330	350	A
		米自給率	%	H25	112	116	B
		販売金額1千万円以上の農家数	戸	H22	613	800	D
		販売金額2千万円以上の認定農業者の割合	%	H25	39.7	50	B
	7 地域内での流通、消費の推進	地産地消を意識している市民の割合	%	H26	49.4	75	C
		学校給食における久留米産農産物の使用割合(品目、数量、金額)	%	H25	73	73	A
			%	H25	50	60	B
			%	H25	60	60	A
		道の駅くるめ農産物直売館年間販売額	億円	H25	6.4	5	A
	8 産学官共同による研究開発	アグリバイオを含むバイオベンチャー企業数	社	H25	32	30	A
		農業関連技術の産学官共同研究数	件	H25	9	10	A
	9 環境保全型農業の推進	堆肥等を活用した特別栽培米の作付面積	ha	H25	287	395	C
		エコファーマー認定者数	名	H24	288	410	C

農村	10 多面的機能を発揮するための環境整備	生活排水処理人口普及率	%	H25	93	90	A
		耳納北麓交流人口	万人	H24	189	150	A
	11 農村での男女共同参画社会の確立	家族経営協定締結数	件	H25	384	340	A
		農政関連協議会の女性登用率	%	H25	41	40	A

※達成度は、目標年次において達成率100%以上をA、80%以上をB、60%以上をC、60%未満Dとして判定。

3. 第2期計画策定経過

(1) 第2期計画策定の経過

7回にわたる審議会での調査審議、久留米市議会経済常任委員会での調査審議、パブリックコメントによる市民の意見募集などを経て、平成27年3月に策定しました。

平成26年	4月	久留米市食料・農業・農村政策審議会へ「次期計画の策定について」を諮問
		久留米市食料・農業・農村政策審議会 [第1回審議]第2期計画策定の方針
	7月	久留米市食料・農業・農村政策審議会 [第2回審議]第1期計画の総括(基本的施策)
	8月	久留米市食料・農業・農村政策審議会 [第3回審議]第1期計画の総括(目標指標、目標像)
	9月	久留米市食料・農業・農村政策審議会 [第4回審議]第1期計画の総括(コンセプト) 市民意識調査結果報告 第2期計画の検討(全体目標、施策体系)
	11月	久留米市食料・農業・農村政策審議会 [第5回審議]第2期計画の検討(施策体系、主な事業、目標指標)
	12月	久留米市議会経済常任委員会所管事務調査 ：第2期久留米市食料・農業・農村基本計画(検討案) 久留米市食料・農業・農村政策審議会 [第6回審議]第2期計画の素案
平成27年	1月	第2期計画素案へのパブリックコメント募集(12月25日～1月25日、1団体1人 18件)
	2月	久留米市食料・農業・農村政策審議会 [第7回審議]パブリックコメントの結果報告、答申案 久留米市議会経済常任委員会協議会報告 ：パブリックコメントの結果報告 久留米市食料・農業・農村政策審議会から「第2期計画の策定について」の答申
	3月	第2期久留米市食料・農業・農村基本計画策定

(2) 久留米市食料・農業・農村政策審議会からの答申書

平成27年2月17日に、久留米市食料・農業・農村政策審議会の福田会長から檜原市長に答申されました。

また、答申のポイントとして、審議のポイントや計画の特徴、計画推進にあたっての要望について説明がありました。



【吉永副会長(左)、福田会長(中央)、檜原市長(右)】

久留米市食料・農業・農村基本計画 答申のポイント

平成26年4月に「食料・農業・農村基本計画の策定」について諮問を受け、当審議会では7回にわたって活発な審議を重ね、市民意識調査やパブリックコメントなどの市民意見も踏まえて、答申として取りまとめた。

答申は、久留米市の基幹産業である農業の振興を図り、県内最大の農業都市として、5年間の農政の方向性を示したものである。

1. 審議のポイント

- (1) 現計画の計画期間の9年間で、食料、農業、農村の幅広い分野の事業を展開し、一定の成果を得ていると評価できる。次期計画では、5年間という短い期間でもあり、施策体系を整理し、戦略的に事業を展開する必要がある。
- (2) TPP、農政改革などの外的要因に加えて、人口減少社会、少子高齢社会など、農業振興への大きな影響が懸念される。これらの環境変化に対応し、特に農業分野の施策強化を図る必要がある。
- (3) 久留米市は県内最大の農業都市であるが、市民の認知度は低い現状である。地産地消や販売力の強化を図るためにも、市内外への認知度を向上する必要がある。

2. 計画の特長

- (1) 現計画のコンセプト『市民みんなで参加する久留米の食と農』を継承し、農業者・農業団体、市民、事業者などの協働で農業振興を図っていくことを基本的な考え方として示した。
- (2) 農業を「所得の確保」、「新たな経営への挑戦」、「公益性があり市民から指示される」など魅力ある職業として確立することを目指し、計画の全体目標に『職業として選択できる魅力ある農業の実現』を掲げた。
- (3) 農家数の減少や担い手の高齢化に対応するため、就農準備段階から就農後の営農定着までの一貫した支援を行うなど、「次世代の担い手の確保と育成」施策の強化を行った。また、成長産業として農業を発展させ、久留米市を『競争力のある産地として育成』するため、「生産力の強化」と「販売力の強化」の両面の施策を強化した。
- (4) 「安全な農産物を生産し、供給する取組」、「農業や農村の持つ公益的な役割」、ブランド農産物をはじめとする「久留米産農産物の魅力」などの様々な情報を市内外へ効果的に発信することで、『農業・農産物への理解促進』や『競争力のある産地の育成』を図る施策を強化した。
- (5) 九州大学大学院農学研究院等との連携協定に基づき、施策の検証や新たな事業の検討などを共同で行い、農業振興を図る施策を強化する。

3. 計画の推進にあたっての要望

- (1) 計画の推進には、農業者・農業団体、市民、事業者が自らの役割を認識し、実践していくことが必要不可欠であり、計画の周知に努めること。
- (2) 計画の推進にあたっては、定期的に成果指標や施策指標などで事業の効果を測り、実施計画の見直しを行うなど、適切な進行管理を行うとともに、審議会や市民へ公表すること。

(2) 久留米市食料・農業・農村政策審議会委員

委員任期：平成24年7月5日～平成26年7月4日

区 分	所属団体・役職等	氏 名
学識経験者	九州大学大学院農学研究院 教授、農学博士	◎福田 晋
	久留米信愛女学院短期大学フードデザイン学科 学科長、教授	山下 浩子
	福岡県朝倉農林事務所久留米普及指導センター センター長	林 信行
	福岡県工業技術センター生物食品研究所 所長	武藤 行弘
	前 全国農業協同組合連合会 常務理事	永田 訓祥
農 業 者 農業団体	久留米市農業委員会 会長	津留崎芳春
	久留米市農業協同組合 営農経済担当常務理事	川津 友幸
	J Aくるめ女性部アグリの会 会長	坂井 和子
	田主丸4Hクラブ 会長	内藤 哲侑
	J Aにじ女性部 田主丸地区 部長	南 利恵子
	(有)久保田園芸 取締役(前 福岡県農業法人協会 副会長)	久保田 壽
	福岡県女性農村アドバイザー	原口真由美
	J A福岡大城城島地区青年部 部長	中村 敏康
	J A福岡大城城島直売所利用組合 副組合長	中園 好美
	三潴町認定農業者(バラ農家)	石井 公司
	J Aみづま女性部 部長	内田 恵子
消 費 者	NPO法人 スローフード協会筑後平野 理事	野村 勝浩
	医療法人 楠病院 常務理事	○吉永美佐子
食品産業	久留米青果株式会社 代表取締役社長	宮崎 一喜
	久留米商工会議所女性会 副会長	諸富榮里子
	山の壽酒造株式会社 営業本部長	山口 郁代

(◎会長、○副会長)

委員任期:平成26年8月22日～平成28年8月21日

区 分	所属団体・役職等	氏 名
学識経験者	九州大学大学院農学研究院 教授、農学博士	◎福田 晋
	福岡県朝倉農林事務所久留米普及指導センター センター長	林 信行
	株式会社 筑邦銀行 執行役員 ソリューション事業部長	金子 末見
農 業 者 農業団体	久留米市農業協同組合 営農経済担当常務理事	川津 友幸
	J Aくるめ担い手連絡協議会 会長	中野 義則
	J Aくるめリーフレタス部会 部会長	野村 勝浩
	J Aくるめ青年部 部長	草場 大和
	青年就農者	宇佐川美奈
	久留米市農業委員	北川 玲子
	株式会社 樹蘭 取締役	中野 一美
	みい農業協同組合 理事	猪口 峯子
	株式会社 カラーリングファーム 代表取締役	檜原 憲一
	J A福岡大城城島直売所利用組合 副組合長	中園 好美
	福岡県女性農村アドバイザー	西田 陸子
消費者団体	NPO法人 スローフード協会筑後平野 監事	○吉永美佐子
	NPO法人 久留米ブランド研究会 事務局長	矢次恵美子
食品産業	久留米青果株式会社 取締役主管部長	高尾 勝智

(◎会長、○副会長)

4. 久留米市食料・農業・農村基本条例

(平成16年3月30日、久留米市条例第11号)

(前文)

久留米市の農業は、九州一の大河筑後川と緑豊かな耳納連山に育まれた筑後平野の肥沃な大地のもとで、先人たちの英知と努力によって様々な困難を乗り越えながら、多彩な農産物を生産し、県内有数の産地を形成してきた。

農業及び農村は、水と土を大切にしながら農産物を生産し、生命活動の源である食料を供給するだけでなく、四季折々の美しい景観の形成、水源のかん養、洪水の防止、生物多様性の保全等の多面的な機能を発揮する役割を担い、市民生活に大きな恵みをもたらしてきた。

しかしながら、近年、経済の国際化、農産物貿易の自由化、都市化の進展、食生活の多様化を背景に、農業者の減少や高齢化、農地の減少、食料の安全性への懸念等の食料、農業及び農村をめぐる様々な問題が発生している。

このようなことから、今後、本市の農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者の意欲向上はもとより、市民一人ひとりが、食料、農業及び農村の市民生活に果たしている役割の重要性についての理解を深め、地域で生産される農産物の域内での消費の促進を図ることが大切である。

私たちはここに、市民、農業者及び農業団体、食品産業の事業者並びに行政との協働により、食料に対する理解を深め、農業を本市の基幹産業として育みながら、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の食料、農業及び農村のあり方についての基本理念及びその実現に必要な基本的施策に関する事項を定めることにより、食料、農業及び農村に対する市民の理解を深めるとともに、性別・年齢を問わず農業者一人ひとりの持てる力が発揮され、安全で安心できる農産物の生産、流通及び消費が図られ、もって本市の農業及び農村が持続的に発展し、豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 食料は、健康で豊かな生活を支えるものであることから、安全で安心できる農産物が安定的に生産され、供給されることにより、将来にわたって食料に対する市民の信頼が確保されるとともに、地域で生産される農産物の域内での流通及び消費を促進し、食の重要性に対する理解の促進と地域特有の食文化の継承が図られなければならない。

2 農業においては、農地、農業用水その他の農業資源及び多様な担い手が確保され、これらが効率的に組み合わせられるとともに、自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。

3 農村は、食料の生産のみならず、良好な景観の形成、水源のかん養、洪水の防止、生物多様性の保全、文化の伝承等の多面的な機能(以下「多面的機能」という。)を有する自然と人間との共生の場として整備され、及び保全されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を推進する責務を有する。

(農業者及び農業団体の責務)

第4条 農業者及び農業団体は、自らが安全な食料の生産者であり、基本理念に示す農村における地域づくりの主体であることを認識し、自ら生産する農産物について積極的に情報を発信するとともに、安全で安心できる農産物を安定的に生産し、農業及び農村の振興に関し主体的に取り組む責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費及び健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 食品産業の事業者は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、消費者への安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給に努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、第2条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を、食料、農業及び農村の基本的な施策として、各々の施策相互の有機的な連携を図りつつ、推進するものとする。

- (1) 消費者が安全で安心できる農産物を入手し、食及び農に対する信頼感を持つために必要な産地情報の提供等の施策
- (2) 学校、家庭及び地域社会等と連携した食と農に対する教育等による健全な食生活への理解の促進及び地域で生産される農産物を使った地域特有の食文化の継承に必要な施策
- (3) 農業及び農村に関する情報の提供、生産者と消費者の交流等による農業及び農村の有する生産及び多面的機能に対する市民の理解の促進に必要な施策
- (4) 農業の生産基盤である生産ほ場、農道及び農業用排水路等の整備並びに用水の確保、遊休農地の解消等による優良農地の確保に必要な施策
- (5) 効率的で安定的な農業経営体を基本に、女性農業者、高齢農業者、新規就農者等の多様な担い手の育成及び確保に必要な施策
- (6) 需要の動向に応じた高品質優良農産物の生産及び産地銘柄の確立等による収益性の高い農業経営及び競争力のある産地の育成に必要な施策
- (7) 農業者及び農業団体、食品産業の事業者並びに消費者の連携強化による地域で生産される農産物の域内での流通及び消費の促進に必要な施策
- (8) 産学官共同によるバイオテクノロジー等の農業関連技術の研究開発及び製品化に必要な施策
- (9) 農薬及び肥料の適正な使用、家畜排せつ物等有機物資源の有効利用による土づくり等に基づく環境保全型農業及び有機農業の推進に必要な施策
- (10) 農業及び農村の持つ多面的機能を十分に発揮させるための環境整備の推進に必要な施策
- (11) 女性農業者の社会的経済的地位の向上、就業条件の整備及び農業政策等の意思決定への参画促進等の環境整備による農村における女性の持てる力が発揮される男女共同参画社会の確立に必要な施策

(食料・農業・農村基本計画の策定)

第8条 市長は、前条に規定する基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安全で安心できる食料の供給並びに農業及び農村の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く市民の意見が反映されるよう十分に配慮するとともに、第11条に規定する久留米市食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市長は、食料、農業及び農村をとりまく情勢の変化を勘案し、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、本市の食料、農業及び農村の状況並びに基本計画に基づく施策の実施状況をとりまとめ、毎年、公表するものとする。

(推進体制)

第10条 市長は、安全で安心できる食料の供給並びに農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備に関し必要な措置を講ずるものとする。

(食料・農業・農村政策審議会)

第11条 市に久留米市食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 基本計画の策定、施策の実施状況及び変更に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する重要な事項
- 3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

久留米市食料・農業・農村基本条例の概要

条例では、本市の食料・農業・農村のあるべき姿を基本理念として示すとともに、農業者・農業団体、市民、食品産業の事業者、市の責務や役割、市が実施する基本的施策などを定めています。

【目的】

- 食料・農業・農村に対する市民の理解を深める
- 性別・年齢を問わず農業者一人ひとりの持てる力が発揮される
- 安全で安心できる農産物の生産・流通・消費が図られる
- 本市の農業・農村が持続的に発展し、豊かで住みよい地域社会を実現する

【基本理念】

【食料】

- 安全で安心できる農産物の安定的な生産と供給
- 食料に対する市民の信頼確保
- 地域で生産される農産物の地域内での流通と消費
- 食の重要性への理解促進、地域特有の食文化の継承

【農業】

- 農地や農業用水等の農業資源と担い手の確保
- 自然環境と調和した農業の持続的な発展

【農村】

- 食料生産だけでなく多面的な機能を有する自然と人間との共生の場として整備、保全

【責務・役割】

農業者等

- 安全な食料の生産者であり、農村における地域づくりの主体であることへの認識
- 自ら生産する農産物の積極的な情報発信
- 安全で安心できる農産物の安定的な生産
- 農業・農村の振興への主体的な取組

市民

- 食料・農業・農村が市民生活に果たす役割の重要性についての理解と関心を深める
- 地域で生産される農産物の積極的な消費
- 健康で豊かな食生活の実践

事業者

- 食料・農業・農村が市民生活に果たす役割の重要性についての理解と関心を深める
- 安全で安心できる食料の安定供給

市

- 食料・農業・農村に関する総合的な施策の推進
- 食料・農業・農村基本計画の策定
- 食料・農業・農村政策審議会の設置

5. 用語解説

【あ行】

井堰(いぜき)	水を田へ引いたり、水量を調整するために、川の水をせき止める所。
一次加工	野菜や果樹を粉碎して裏ごししたピューレ、天日や機械で乾燥した乾燥品、急速冷凍した冷凍野菜・果物、カットした野菜・果物など、農畜水産物の性質を大きく変更することなく処理、加工を行ったもの。

【か行】

学童農園	子どもたちが農業体験等を通して、食と農の大切さを学ぶ機会を提供するため、地域の農業者やJA、教育委員会、行政が連携して、田植えや稲刈りの指導、農業の話などを行うもの。
家族経営協定	家族経営に携わる各世帯員が意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。
家族経営体	家族労働力を中心に世帯単位で農業経営を行う者。(一戸一法人を含む)
環境保全型農業	農業の持つ循環機能を活かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくりなどを通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業。
観光農園	農産物の収穫体験などができる農園。久留米市では、ぶどう、柿、いちご等のフルーツ狩りが盛ん。
規制改革会議	内閣総理大臣の諮問を受け、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制改革を進めるために調査審議を行い、内閣総理大臣へ意見を述べることを主な任務として平成25年1月23日に設置された審議会。
GAP(農業生産工程管理)	農業を行う上で、必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、各工程の正確な実施、記録、点検および評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。
協働	市民、市民活動団体、地域コミュニティ組織、事業者、行政などが、お互いの立場や特性を理解し尊重しながら、対等の立場で、それぞれの役割と責任において、独自に、あるいは、連携・協力して、地域の課題解決や目標達成に取り組むこと。
キラリ久留米 ロゴマーク	筑後川に育まれた人と風土、その人と風土に培われた豊かな食、文化芸術、ものづくりの技術など、様々な魅力がキラリと輝いている 久留米を表すキャッチコピーのロゴマーク。  輝く、人・まち。
クリーク	農業用の水を確保することや排水のために人が掘ったものなど。生活用の水源としても利用されている。
くるっぱ	久留米市のイメージキャラクター。 キラリ久留米宣伝課長として、 久留米市の魅力づくりや伝える役目をしている。 
久留米市食育 推進プラン	食育基本法第18条に基づいて策定した久留米市における食育推進計画。(計画期間:第1次プランは平成19年度～平成22年度、第2次プランは平成23年度～平成27年度)

久留米市食育都市宣言	市民みんなが参加し、久留米の食を大切にするために、平成18年11月に行った都市宣言。「安全・安心なふるさとの食材を活かした健全な食生活の実践」、「栄養バランスの良い規則正しい食生活の実践」、「知育、体育、徳育の基礎となる食育の推進」、「豊かな食を生み出すふるさとの自然環境を守り、資源を大切にすること」などを宣言している。
久留米市新総合計画・第3次基本計画	「水と緑の人間都市」を基本理念に、「誇りがもてる美しい都市」、「市民一人ひとりが輝く都市」、「活力あふれる中核都市」の3つの都市像を目指した都市づくりの基盤となる計画(計画期間:平成27～31年度)
久留米市鳥獣被害対策実施隊	鳥獣被害防止特措法に基づき、平成25年3月に設置した民間隊員8人、市職員7人の合計15人で構成する隊。有害鳥獣の生息域・被害調査や緊急的な捕獲活動、侵入防止柵等の設置指導などを担う。
経営耕地	農業経営のために耕作して農作物を作る土地。自家で耕作し所有している耕地(自作地)と借りて耕作している耕地(借地)の合計。
景観作物	緑肥や雑草抑制、病害虫防除などに役立ち、農村の景観を豊かにする作物のこと(れんげ、ひまわり等)。
兼業農家	世帯員が自家の農業以外の仕事から収入を得ている農家。農業所得を主とする第一種兼業農家と、農外所得を主とする第二種兼業農家に分けられる。
耕作放棄地	統計上、「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、かつ数年の間に再び耕作する考えの無い土地」と定義されているが、本計画では現地調査により把握した通常の農作物では作物の栽培が不可能な「荒廃農地」を指す。
雇用型農業	家族従事者だけでなく、常時雇用や臨時雇用をして経営する農業。
雇用就農	農業法人等に就職し、従業員として農業に従事すること。雇用されながら技術を身につけて、独立自営就農する場合もある。

【さ行】

産業競争力会議	日本経済再生本部の下、産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具現化と推進について調査審議するために設置された議長を内閣総理大臣が努める会議。
施設園芸	ビニールハウスやガラス温室などの施設を利用して野菜や果樹、花き等を栽培する経営。1年を通して栽培できるなどの特長がある。
市民意識調査	市の行政の取組に活かすため、市民の皆さんの意識や動向を調査するもの。
集落営農組織	集落を単位とし、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織。
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
食料・農業・農村基本法	食料、農業及び農村に関する施策の基本理念やその実現を図るのに基本となる事項、国や地方公共団体の責務等を定め、国民生活の安定向上や国民経済の健全な発展を図ることを目的に平成11年に定められた法律。
新規参入者	農家子弟以外で、農業経営の基盤を持たない者が、新たに農地等の権利を取得するなどして、農業経営を開始した者。
新規就農者	過去1年のうちに新たに就農した者で、年間150日以上従事する者。または、農業法人等へ就職した者。
水源のかん養	水田に貯えられた水は徐々に浸透して地下水となるほか、直接河川を流れる水よりも長い時間をかけて下流の河川に戻される。このような、地下水を豊かにする機能や、川の流れを安定させる機能のこと。

組織経営体	農業経営を行う家族経営以外の法人や法人格を持たない組織。
セーフコミュニティ	「生活の安全と安心を脅かす事故やけがは、原因を究明することで予防できる」という理念のもと、地域の実情をデータ等を用いて客観的に評価・検証し、行政・関係機関、地域住民、各種団体・組織などが連携して「安心して生活できる安全なまちづくり」に取り組むこと。WHOセーフコミュニティ協働センターが認証する。

【た行】

ため池	降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池のこと。
多面的機能	農業や農村が持つ生産機能以外の機能のこと。私たちの生活に恩恵をもたらす「国土の保全」、「水源のかん養」、「良好な景観の形成」、「文化の伝承」、「食料の安全保障」などの機能が挙げられる。
地域密着観光	地域資源により磨きをかけ、地域をよくしたいと思う地域住民が主人公となって、地域外から人を呼び込み、観光振興に繋げる取組。
地産地消	地域で生産された農林水産物をその地域内で消費する取組。食料自給率の向上や環境負荷の少ない社会の構築にも寄与する取組である。
中国安徽省 合肥市	上海市の西約400キロメートル、安徽省の省都で人口約752万人の都市。1980年5月に久留米市と友好都市の締結を行い、経済交流団の相互派遣などを行っている。
TPP(環太平洋経済連携協定)	平成18年に環太平洋の4カ国(シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ)が域内の関税を即時撤廃することを原則に、締結国間の完全自由貿易を目指す協定としてスタートし、現在は日本を含めて12カ国が交渉に参加している。
土地利用型農業	米麦大豆などに代表され、反当たりの収入は低いが、農地を大規模に使い作業の多くが機械化されている農業。

【な行】

農業委員	農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に、農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置されている。
農業経営体	農産物の生産、又は、農作業を受託し事業を行う者。経営耕地30アール以上の規模で、野菜作付面積や飼養頭数などが一定の基準以上の農業である者。
農業振興地域	総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」に基づき指定されている区域。
農振法	農業振興地域の整備に関する法律のこと。総合的に農業の振興を図ることが必要である地域について必要な施策を計画的に推進し、農業の健全な発展や国土資源の合理的な利用に寄与することを目的に定められた法律。
農業就業人口	調査期日前1年間に、農業のみに従事した者、又は、農業と兼業の双方に従事したが農業の従事日数が多い者。
農業用水	人工的に供給する農業生産に必要な水。かんがい用水として利用されるほか、農機具や農作物の洗浄、防火などにも使用される。
農業用排水路	農業の用水及び排水のために設ける水路のこと。
農商工連携	農林漁業者と商工業者が互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。6次産業化の一つである。

農地中間管理事業	地域ぐるみで担い手などへの農地の集積を進めるための支援事業のこと。当該事業を推進するため、平成25年12月13日に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が制定された。
農地の利用集積	特定の農業経営体が「所有」、「借入」、「農作業受託」により農地の利用を集約化すること。
農地パトロール	農業委員を中心に、JA営農指導員および市職員(農業委員会事務局・農政課)などの体制で、毎年8月から3月に耕作放棄地の確認及び解消指導を行っている。(農地法第30条により農業委員会の役割として「農地の利用状況調査」が義務付けられている。)
農林水産業・地域の活力創造プラン	内閣総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」において、平成25年12月に決定(平成26年6月改訂)された、日本の農林水産業・地域の活力創造に向けた政策改革のグランドデザインとなるもの。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、農業者が作成した「農業経営改善計画」を市町村に提出し、その計画を市町村が「農業経営基盤強化に関する基本構想」に照らして適当であると認定をした農業者。所得や労働時間の目標などの基準がある。

【は行】

パブリック・コメント	公の機関が政策や条例、計画などを作る過程で市民の皆さんの意見を募集する手続きのこと。
複合経営	米と野菜など、2つ以上の部門を組み合わせた経営。統計上は、販売収入が80%以上を占める部門が一つもない農家。
ポジティブリスト制度	一定量等の農薬が残留する食品の販売等を禁止する制度。2003年の食品衛生法の改正により導入された。

【ま行】

みどりの里・耳納風景街道	花とみどり、植木、フルーツ、歴史と文化などが評価され、平成24年3月28日に久留米市東部及びうきは市が、日本風景街道(国土交通省所管)の九州11番目のルートとして登録された地域。風景街道は、多様な主体の協働のもと、景観、自然、文化等の地域資源を活かして、道を地域活性化や観光振興の舞台として繋げる取組。
--------------	---

【や行】

有害鳥獣	人畜や農作物等に被害を与える鳥獣。久留米市ではイノシシ、タヌキ、カラスが主である。
------	---

【ら行】

連携中枢都市	コンパクト化やネットワーク化により活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的に、連携協約を締結して形成される圏域の中心市のこと。
6次産業化	農業などの一次産業が食品加工・流通・販売など経営の多角化を行うこと。農業経済学者が提唱した造語(一次産業×二次産業×三次産業)。
露地野菜	季節に合った方法で屋外で育てた野菜のこと。



第 2 期
久留米市食料・農業・農村基本計画

平成27年度～平成31年度

発行日 平成27年4月

発行者 久留米市農政部農政課

〒830-8520 久留米市城南町15-3

TEL(0942)30-9163 FAX(0942)30-9717

E-mail nousei@city.kurume.fukuoka.jp